

○船橋市総合計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 船橋市総合計画の策定及び推進を目的として、船橋市総合計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想及び基本計画をいう。
- (2) 基本構想 将来の市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の実現のための基本的な施策を体系的に定めたもので、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくためのものをいう。

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は、市長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 5 副本部長は、船橋市副市長の事務分担を定める規則（平成元年船橋市規則第68号）第2条に規定する企画財政部の事務を担当する副市長をもって充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議事の進行及び整理は、企画財政部長が行う。

- 2 本部長は、必要に応じて、前条第1項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第5条 総合計画の各分野の原案作成を円滑に行うため、別に定める部会を設置する。

- 2 部会は、次に掲げる者をもって組織し、各部会の所属については、本部長が定めるも

のとする。

(1) 本部長が指名する所属の長

(2) その他本部長の指名する者

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、本部長が指名する者とし、副部会長は、部会長が指名する者とする。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、議事進行及び整理は、部会長が行う。

(ワーキンググループ)

第6条 本部長は、原案作成に必要な資料の収集、整理及び分析を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成員は、第3条第1項に定める者が推薦する職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画財政部政策企画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

別表第1

市長	こども家庭部長
副市長	環境部長
教育長	経済部長
病院事業管理者	地方卸売市場長
健康福祉局長	都市計画部長
建設局長	都市整備部長
教育次長	道路部長
市長公室長	下水道部長
危機管理監	建築部長
企画財政部長	消防局長
総務部長	会計管理者
税務部長	医療センター院長
市民生活部長	医療センター事務局長
福祉サービス部長	管理部長
高齢者福祉部長	学校教育部長
健康部長	生涯学習部長
保健所長	選挙管理委員会事務局長
保健所理事	農業委員会事務局長